

請 書 (〇〇〇〇)

委 託 名

収入印紙の消印は、商号・名称、代表者、責任者、担当者等のゴム印・署名・印章などで消印をしてください。

委 託 場 所

委 託 期 間

着手 令和 年 月 日 履行期限 令和 年 月 日

委 託 金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

契 約 保 証 金 免 除

- 上記の委託業務の請負については、次の条項に従い、誠実に履行します。
- 第1条 別紙設計書及び仕様書に基づき、頭書の履行期限までに委託業務を完了し、仕様書に示された成果物を提出します。
  - 第2条 委託業務が完了したときは、発注者の検査を受け、その検査に合格した成果物を引渡します。
  - 第3条 前条の検査の結果不合格となり、成果物について修補を命ぜられたときは、当該修補を行い、再検査を受けます。この場合においては、頭書の委託金額の増額を請求しません。
  - 第4条 第2条の検査に合格したとき頭書の委託金額は、当方の適法な支払請求を受理された日から30日以内に支払われるものとしします。
  - 第5条 発注者は、成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができます。
  - 第6条 委託業務完了前に生じた損害は、すべて当方が負担します。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によって生じた損害については、この限りではありません。
  - 第7条 この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させません。
  - 第8条 発注者の承諾を得ないで、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせません。
  - 第9条 天災地変等やむを得ない事由によって、履行期限までに委託業務を完了できないときは、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることがあります。
  - 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除されても異議を申し立てません。
    - (1) 履行期限までに委託業務を完了する見込みがないとき
    - (2) 法令又は契約に違反したとき
    - (3) 前二号に掲げる場合のほか、この請書に定める条項に違反したとき
  - 第11条 前条によりこの契約を解除されたときは、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払います。
  - 第12条 履行期限までに委託業務を完了しないときは、委託金額につき、延長日数に応じて年2.6パーセントの割合で計算した額を延滞金として支払います。
  - 第13条 委託業務上知り得た秘密を他に漏らしません。
  - 第14条 この請書に定めていない事項については、その都度発注者と協議し

令和 年 月 日

福島市長

所 在 地 福島市〇〇町1番1号

受注者 商号・名称 株式会社〇〇商事

代 表 者 代表取締役 福島 太郎

**本件責任者** 福島 太郎  
電話:024-555-0000

**本件担当者** 福島 花子  
電話:024-555-9999

所在地、商号・名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。

代表者印を省略する場合は本件責任者及び本件担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記入してください。  
責任者と担当者が同一の場合でもそれぞれ記入してください。